

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく
政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議
(令和8年4月15日) 発言概要

○チームみらい

1. 女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者・子の身分

- ・ 皇族数確保のために必要な方策。
- ・ 内親王のみならず女王まで対象とすべき。
- ・ 配偶者及び子の身分は、一般国民のままを基本とすべき。実務上の課題が生じ得ると認識しているが、具体的な制度設計の中で丁寧に検討すべき。

2. 皇統に属する男系男子の養子縁組

- ・ 皇族数を確保するための方策の一つとしてあり得る。

3. その他

- ・ 悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにはならない。
- ・ その上で、女性天皇については、先例もあり認めるべきと考えるが、現在の皇位継承の流れを変更するものではなく、次世代以降の安定的な皇位継承を見据えた議論として位置づけるべき。
- ・ 女系天皇については、男系継承の原則を変更するかどうかという前例のない極めて重い判断を伴うため、慎重な議論が必要。
- ・ 皇族数確保の方策について着実に結論を出し、その上で、安定的な皇位継承の確保に向けた議論を先送りにせず取り組むことが、立法府の責務。